

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人高槻の高齢社会をよくする会といふ。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府高槻市土室町 36 番 5 号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域住民の参加により、高齢者や障害を持った人達等が在宅で安心して暮らせるために、必要な保健、医療、福祉の支援に関する事業を行い、人として尊厳を持って生きられる豊かな人間関係を創ることで地域社会に貢献することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表1号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1)目的に関わる学習、調査研究、啓発活動、相談事業
- (2)在宅の高齢者、障がい者の介護及び生活支援
- (3)介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (4)介護保険法に基づく地域密着型通所介護
- (5)介護保険法に基づく介護予防、日常生活支援総合事業
- (6)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (7)目的を同じくするグループ・団体との連携事業
- (8)その他目的を達成するための事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の 2 種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。代表理事は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を 2 年以上納入しないとき。

(除名)

第 10 条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 人以上 15 人以内
 - (2) 監事 2 人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 13 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は大阪府知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第 14 条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第 15 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 17 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第 13 条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第 22 条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項

- とする。
- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- (書面表決等)
- 第 26 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 27 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

- 第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

- 第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

- 第 31 条 理事会は代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 32 条 理事会の議長は、代表理事が当たる。

(議決等)

- 第 33 条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、総会の承認を得なければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第40条 代表理事は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、代表理事が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第44条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 46 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 大阪府知事による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 47 条 解散後の残余財産は、次のものに帰属させるものとする。

名 称 高槻市

主たる事務所の所在地 高槻市桃園町2番1号

第9章 雜則

(公告)

第 48 条 この法人の公告は官報により行う。ただし、貸借対照表の公告は法人のホームページ及び内閣府ポータルサイトにより行う。

(委任)

第 49 条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員
入会金 0 円 会費 年額1000 円
- (2) 賛助会員
入会金 0 円 会費 年額 1000 円

3 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第1項の規定にかかわらず、2003 年 6 月 30 日までとする。

- (1) 代表理事 辻 光文
- (2) 副代表理事 吉原暁子
中越 優
- (3) 理 事 坂田朱美
松浦絢子
安井春枝
山本洋子
石井ミサ子
松井史枝

丸山けい子
(4) 監 事 山本美子
吉田真砂子

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。

特定非営利活動法人 高槻の高齢社会をよくする会

代表者 山本 洋子 印